

裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

[REDACTED]

[REDACTED]

処分庁

倉敷市児島社会福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年9月14日付けで提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が同年7月18日付け、児福第1073号で請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還金の額を決定する処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 本件審査請求の趣旨及び理由

次に掲げる理由から、本件処分は違法又は不当であり、本件処分の取消しを求めるものと解し、以下そのように取り扱う。

- 1 本件処分は、平成21年3月9日付けの保護の申請について却下処分を受けてから、当該処分に対する取消裁決がなされるまでの間に、経済的窮地の中でやむを得ず知人にした借金を返済するために就労して得た収入に関し、当該取消裁決後に、

同日に遡って保護の手続を行うに際し当該収入に未申告の部分があったとの理由で費用返還決定されたものであるが、当該申告に当たっては処分庁の担当者に事情を説明し協議した上でなされたものであり、処分庁のずさんな事務処理を原因とするものである。

- 2 本件処分の前に行われた法第78条の規定による徴収金決定処分についての審査請求についても、当該処分の取消しの裁決がなされていることから、本件処分に係る未申告収入の問題は終了したものと認識している。

第2 処分庁の弁明

本件処分は、課税状況調査により発見された請求人の未申告収入について、法第63条の規定による費用返還決定をしたものであり、法第78条の規定による徴収金決定処分に関する審査請求の裁決においては、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないため当該処分の取消しとされたものの、同裁決において、認定漏れの収入があったことは明らかであるので、法第63条の規定による生活保護費の返還の必要が生じる可能性があるとされていることから、改めて精査の上、本件処分を行っており、本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ正当な処分である。

第3 当庁の認定事実

- 1 請求人は、平成21年3月9日付けで、法に基づく保護を申請したが、処分庁は、同年4月17日付け、児福第162号によりこれを却下した。
- 2 請求人は、1の処分について、平成21年6月11日付けで岡山県知事に対し審査請求を行い、岡山県知事は、同年10月7日付けの裁決により、当該処分を取り消した。
- 3 請求人は、平成21年12月14日に収入申告書を処分庁へ提出し、双方で当該申告書の内容を確認の上、その内容を一部訂正した。
- 4 処分庁は、平成21年12月21日付け、児福第2984号により、請求人の保護を同年3月9日に遡って開始した。
- 5 請求人は、平成20年11月11日から平成21年7月20日までの間は[REDACTED]に、同年4月7日から同年12月28日までの間は[REDACTED]に在籍して収入を得ていた。
- 6 平成22年6月30日に、処分庁が請求人の前年収入に関する課税状況調査を実

施したところ、過少申告及び未申告の収入を発見した。その後、請求人の勤務先（以下「勤務先」という。）に対し支払い給与に関する調査を実施し、同年12月7日に受け付けた勤務先からの給与証明書により、処分庁は、平成23年3月31日付け、児福第4515号により、法第78条の規定による徴収金決定処分を行った。

7 請求人は、6の処分について、平成23年5月18日付けで倉敷市長に対し審査請求を行い、倉敷市長は、同年8月29日付けの裁決により、当該処分を取り消した。

8 処分庁は、6の処分の対象の未申告収入に対して、本件処分を行った。

第4 当庁の判断

1 法第63条の規定の適用について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

ここでいう「急迫の場合等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の設定をした場合等であると解されている。

また、「生活保護手帳別冊問答集2013」（以下「別冊問答集」という。）問13-2「扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例」では、収入の増減が明らかとなった場合の取扱いの中で、「既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第10の2の（8）により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。この取扱いは、遡及変更が2か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。」とされており、留意する点の中で、「ア この取扱いが認められるのは、確認月及びその前月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。」とされている。

これを本件処分についてみると、第3の1、5及び6のとおり、請求人は保護の申請が却下された後、就労により収入を得ていたが、処分庁は給与明細書等の挙証資料が提出されなかったにもかかわらず、必要な検証を行わないまま、当該就労による収入を正確に反映していない収入申告書のみを根拠として収入認定を行い、保

護の程度の決定を行っており、第3の6の課税状況調査等により過少申告や未申告収入の事実が発見され、過払いが生じていることが判明している。

よって、当該過払いは、保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の設定をした場合に該当するものと解されることから、法第63条の規定を適用することについて、違法又は不当な点は認められず、平成23年8月29日付けで倉敷市長が行った法第78条の規定による徴収金決定処分の取消しにより本件処分に係る未申告収入の問題が終了しているとの請求人の主張は認められない。

2 全額を返還額とすることの合理性について

法第63条の「保護の実施機関の定める額」については、全額を返還させることが不可能、或いは不適當である場合もあろうから、額の決定を被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関の裁量に委せたものであると解されている。

別冊問答集問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」によれば、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としながらも、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」の範囲においてその額を「本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とされている。

本件処分においては、請求人に対し、返還額を[REDACTED]円としてその全額の返還を求めているが、社会通念上、生活保護受給世帯において、当該金額の返還がその生活に与える影響が少ないとは認められず、当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについては慎重に検討されるべきものと解する。

処分庁は、全額返還可能かどうかの判断を、平成25年7月18日に行ったケース診断会議の調書の中で、「返還能力あり」としているものの、ケース記録その他の資料からは、具体的に請求人の資力等を調査し、及び検討した事実は認められず、また、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについての検討がなされたとも認められない。

したがって、本件処分は、その判断を行うに至る過程において、求められるべき十分な調査及び検討が行われておらず、不当な処分といわざるを得ない。

さらに、本件処分に係る返還金の算定に際し、平成21年3月から平成22年1月までの期間に請求人に支払われた給与から、当該期間分の就労収入として既に認定済みの金額を単純に控除したものを未認定収入として算定し、当該未認定収入額

から勤務先から報告のあった控除額を差し引いた額を返還額として決定しているが、就労収入の金額の多寡により変動する基礎控除の額について、当初請求人から申告があった就労収入額の[REDACTED]円に対応する[REDACTED]円としたまま算定を行うなど、誤算定を生じているのは明らかであり、この点においても本件処分は不当であるといわざるを得ない。

以上のとおり、本件処分は、法第63条の規定の適用については、違法又は不当な点はないが、返還決定に係る手続上のかしがあると認められるため、不当な処分であるといえる。

以上のとおり、本件審査請求については理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成26年3月6日

審査庁

岡山県知事 伊 原 木 隆

